

9世紀における田の売買 — 売買文言を中心に —

福田 美詠子[†]

律令制下の田の売買は、一年限りの賃租（賃貸借）しか許されなかったが、墾田永年私財法から墾田は永売可能になり、賃租の継続として起こった永売は「常土」「限永年」といった売買文言で示された、という。これは、田の公有・私有の視点からの論である。ところで、賃租に出すとは労働力を外部に求めることなので、業務外注としても把握できる。その視点から、9世紀の墾田売買がわかる近江国大國郷売券群を分析した。売買文言は切ナシ常土・切常土・限永年の3つに分類され、売人の署名欄肩書が戸主の場合（戸主売）と墾田主の場合（墾田主売）があった。一期（延暦～弘仁）は戸主売で切ナシ常土が多いが、二期（承和～貞観3年）は戸主売が消えて墾田主売が主流となり、大部分が切常土である。三期（貞観5～10年）は切常土と切ナシ常土が混在する。限永年は、少数だが各期にみられる。3つの売買文言は使い分けられており、その変遷は政策の変化と連動していた。平安初期までに、未墾地を含んでいた大規模営田が制限され、不耕地を収公する方針が変わる。二期には、不耕なら田主を変更して新田主の一身耕食を認める制度になるが、三期にはその弊害が説かれて校田が強化された。各期の官符等を検討すると、売買文言の違いは、田主権の要素である名義保持・監督・耕作のうち、どこまでを外部に出すかの差とみられる。政策変化への在地の対策が、売買文言の変遷として現れたと考えられる。

Rice field deals in the 9th century: focusing on the deal wordings

Mieko Fukuda

This paper understands rice field deals in the 律令制 from the perspective of outsourcing rather than that of ownership in previous studies. The historical materials to be analyzed are the bills of developed rice field deals in Ohkuni area in the 9th century. The deal wordings of the bills in Ohkuni area can be divided into three categories: 切ナシ常土, 切常土, 限永年. From 796 to 820, 切ナシ常土 with signature title as 戸主 (head of kinship organization) was the majority. However, 840 -861, 切常土 with signature title as 墾田主 (registered holder of rice field) was the majority. 863 -868, 切常土 and 切ナシ常土 were mixed. Besides, a few 限永年 were found in each period. Thus, the use of deal wordings had changed. That was brought about by the policy shift towards restriction of large-scale landholding and reversion of uncultivated field to the public. When examining the issues described in policy documents, it can be considered that the deal wordings indicated the differences between outsourcing of name retention, supervision, or cultivation.

1. はじめに

9世紀（以下、C）の末から10C前半は、在地の有力者による受領への対捍が激しかった。多くの良田が富豪の門に帰して官物の収納が困難になったと、寛平6(894) .2.23官符は記す[1]。その原因として挙げられたのは、田の沽却であった。沽却とは売買のことだが、古代における田の売買は、現代と同義ではない。売買の前提となる所有の概念が、近代法と異なるためである[2]。たとえば口分田は、一身の耕食が認められる点では田主の私田だが、死後は収公される点で土地公有制的である。田令では、宅地は売買が許されるのに対し、田は一年限りの賃租だけである[3]。

吉田孝氏は、賃租とは「田を一年間賃貸借して耕作させること」で「賃租関係が固定的に継続した場合には、永売と実質的に同じになった」、賃租と永売は共に「売買」の語で示され、とくに永売であることを示すために、売買される田地を「常土」「常地」等と記し、また期間を「永」「限永年」等と記した、といわれる[4]。松田行彦氏は、「常土」と同義の「常地」とは「所有権または私有権をあらわす概念ではなく」「排他的占有権または用益権を示す概念」とされる[5]。吉村武彦氏は、「永売」の用例は天平15年(743)の墾田永年私財法以降にみられる、と論じておられる[6]。口分田も賃租により小作に出すことは許されていたが[7]、一年超の永売が認められたのは墾田だった。

[†] 博士後期課程在籍中（人文学プログラム）

明らかにされてきたことをまとめれば、律令的な田の売買には種類があって、違いが「常土」「限永年」のような語（以下、売買文言）で示されていた、と言い換えられる。永売と賃租は期限の長短、口分田と墾田に許される売買は土地所有の公私の度合いによって差がつけられている。

ここでもう一つ、売買を分類する視点を提示したい。田の業務を田主の部内（自身および家族・戸口・奴婢等の配下）で完結するか、部外にも出すかという、労働力調達の範囲である。口分田は一般的に田主の部内で内製されることが想定されているが、賃租は部外に一部を出しており、売った時点で完全な内製ではなくなっている。部外に出す業務の範囲がどこまでかを、売買文言で示していた可能性がある。そこで、田の売買文言を、業務外注という視点から検討したい。墾田永年私財法から寛平6年官符までの間をつなぐ、主に9Cについて、政策や実態をみる。

売買の実態を知る史料に売券があり、9Cの墾田については、近江国愛智郡大国郷売券群が『平安遺文』に26通ままとまっている。先行研究は多く[8]、中野栄夫氏によると「郷戸の解体」「階層分化」「土地集積」「刀祢の成立史」「郡司制の変質」といった視角から成果が挙げられてきた[9]。だが、売買文言は網羅的には取り上げられていない。小稿では、売買人のどちらかが京戸となっている3件を除き[10]、23件を分析対象とする【文末、表7】。これにより、同国同郡内における大国郷関係の墾田について立券された文書に絞られ、実際の耕作や賦課納入に直接影響する売買に焦点があたる[11]。また、文書形式のうち、保証の署名の変化が指摘されている。その変化を示した中野氏の時期区分に基づき、売券群を3つの期にわけて分析する[12]。

- 一期：延暦15年(796)～弘仁11年(820) … 5件
- 二期：承和7年(840)～貞観3年(861) … 10件
- 三期：貞観5年(863)～貞観10年(868) … 8件

2. 大国郷売券の構成と「常土」

2.1 売買文言の3類型：切ナシ常土・切常土・限永年

大国郷売券の例をあげる。『平安遺文』の文書番号を「平116」のように、平アラビア数字で示す。〔 〕は『平安遺文』が異筆とする部分である。()カナと下線は筆者が挿入した。

【史料】近江国大国郷売券（平116）

(ア)大国郷戸主依知秦公秋男解 (イ)申依正税常土売買墾田立券文事

合壹段佰貳拾歩 直稲肆拾伍束

十三條九里卅一今出田壹段佰貳拾歩

右件墾田、正税稲肆拾伍束充価直(ウ)切常土売與(エ)同郷戸主依知秦公福行既畢、望請依式立券如件、以解、

仁寿四年十月廿五日 (オ)墾田主依知秦公〔秋男〕

(カ)保証 依知秦公〔千嗣〕

秦忌寸〔家継〕
依知秦公
領 依知秦公〔富継〕
徴部依知秦公〔弟繩〕
依知秦公〔千門〕
頭領依知秦公
依知秦公〔末吉〕

判之

擬大領正七位上依知秦公〔成益〕 擬主帳掃守連

副擬少領從八位上調忌寸

擬少領大初位下依知秦公

(ア)売人の解として立券され、(イ)事書に対象の田が掲げられる。事実書には(ウ)売買文言があり、(エ)買人が示されて立券を申請する。日付が入り、署名欄には(オ)売人署名と(カ)保証署名[13]、郡判が連なる。

事実書には、くだんの墾田は稲をあてて「切常土売與」（常土を切って売り）買人に与えた、とある。「」内が(ウ)売買文言である[14]。一期には「売與常土」（常土を売る）といった文言がみられる（以下、切ナシ常土と記す）。対して二期には「切常土賣與」（常土を切って売る）のように「切」の文字が入った売買文言（以下、切常土と記す）となって、切ナシ常土はみられなくなる。三期になると、切常土に混じって切ナシ常土が再びみられる。表記の違いだけの可能性はあるが[15]、まずは史料どおりに分析して違いの有無を判断する。

また少数だが、「限永年奉沽」（永年を限り売りたてまつる）のように、(ウ)の位置に「限永年」の文字を含む例が各期にある（以下、限永年と記す）。限永年の場合は、「常」の字が入っておらず、切ナシ常土・切常土と重複しない。よって大国郷売券群の(ウ)売買文言は、切ナシ常土・切常土・限永年の3類型に分けることができる。

表1 売買文言3類型（大国郷売券群）

売買文言	全体	一期	二期	三期
切ナシ常土	5	3	0	2
切常土	15	1	9	5
限永年	3	1	1	1

2.2 律令時代の「常」

「常土」という言葉は、二期以降(イ)事書のなかにも散見され（18件中7件）、(ウ)売買文言は切常土でも(イ)には常土と記された例もある（3件）。(ウ)売買文言の文意からしても、「常土」そのものは、普通名詞だと思われる。では、常土とはどんな意味か。律令において「常」を拾うと、「常例」「常置」「常祀」「常法」「常典」「尋常」といった用例がみられ、意味するところは「いつも」「きめられた」「普通の」である。松田氏は、「常」字はツネ・トコとよむのが一般的であるが、それ以外にも「キダ」という和訓があり、用例としては「常布」がある」と指摘されて

いる[16]。

キダを上代語の辞書で調べると、「刻むの語幹キザと同じ」で「わかち。切れ目」「布帛を数える助数詞。段」、そして「田地を数える助数詞。段」とあって、『日本書紀』大化2年の「凡田長卅歩、広十二歩為段」「段租稲二束二把」を引く[17]。田30歩×12歩を1キダ、1キダの租を2束2把に定めたという文は、いわゆる改新の詔の其三、「初造戸籍・計帳、班田収授之法」にある。吉田氏は、田積単位としての段が、条里制的地割と関係する、と推定された[18]。すると常の田地とは、規格化された耕地を意味し、輪転のために広さを計測されていたものと考えられる。

常土と常地の違いにも触れておく。常土と記されている売券なら、条里制地番による所在地表示、段による面積表示、価直（値）が田の収穫物、という要件を満たした田の売買である。常地の売券には、田だけでなく家地や野地を一緒に売る、条里制地番でなく四至や在郷などで所在地を示す、価直を銭にする、田積を町（1町=10段）だけで示す、などがみられ、耕作田以外の地目も含み、大規模に囲った地を指している。常土は、常地のなかでも賦課に関する田を特定したもので、小規模な売買を管理した場合に使われたと考えられる[19]。

2.3 戸主売と墾田主売

続いて、大国郷売券の売人を検討する。まず(ア)解起請者による売人属性を示す。一期は戸主解が多く、二期は戸口解が拡大し、三期には少数の僧解もあった。

表2 売人属性（解起請者）

解起請者	全体	一期	二期	三期
戸主解	12	3	5	4
戸口解	8	1	5	2
僧解	2	0	0	2
属性不明解	1	1	0	0

ところで売人の名は、文書内で2カ所 (ア)解起請者と (オ)売人署名に現れる。そこで、両者を比べていこう。一期、1件だけの戸口解・限永年の(ア)解起請者である調首富麻呂は、(オ)売人署名欄では「墾田主」の肩書を伴って筆頭にいる。彼が所属する戸主の大荒木臣浄川は、(オ)売人署名欄に「戸主」の肩書付きで名がある。肩書に注目する

表3 一期 売人肩書（例示）

文言	文書	(ア)解起請者	(オ)売人署名欄
限永年	平 44	戸(口) 調首富麻呂	墾田主 調首富麻呂 戸主 大荒木臣浄川
切ナシ 常土	平 15	戸主 鳴前乙麻呂	墾田主 秦東人 戸主 鳴前乙麻呂
	平 16	戸主 民首田次麻呂	戸主 民首田次麻呂

と、調首富麻呂は墾田主として解を起請していることになる。対して、切ナシ常土は、(オ)売人署名欄に墾田主がいても、戸主が(ア)解起請者になっている。

これにより、一期には、切ナシ常土の場合は戸主が売人を代表するのに対し、限永年では墾田主が売人を代表した、と考えられる。(ア)解起請者の(オ)売人署名欄における肩書が、「戸主」の場合を戸主売、「墾田主」の場合を墾田主売と呼ぼう。改めて一期の売人代表を確認すると、切ナシ常土だけでなく、切常土1件も（平47）、墾田主がいるにも拘らず戸主が解を起請しており、戸主売である。したがって、一期の戸主解は戸主売として括られる。

ところが、切常土が大半を占める二期になると、戸主解の形式が変化する。(ア)解起請者が戸主の場合、(オ)売人署名欄から戸主とは別人の墾田主がいなくなる。そして、「戸主」肩書が消え、戸主が「墾田主」肩書で筆頭に署名するようになる。肩書の変化は、戸主としてではなく、墾田主としての売買になったことの現れと考えられる[20]。

表4 一・二期 切常土 戸主解の売人肩書（例示）

文言	文書	(ア)解起請者	(オ)売人署名欄
切常土 一期	平 47	戸主 依知秦公成人	墾田主 依知秦富吉女 戸主 依知秦公成人
			戸主 依知秦公成人
切常土 二期	平 65	戸主 依知秦公永吉	墾田主 依知秦公永吉
	平 116	戸主 依知秦公秋男	墾田主 依知秦公秋男

(オ)売人署名に「戸主」とも「墾田主」とも肩書を付けない例は「肩書不明」として表示し[21]、戸主売・墾田主売を全体でみると、表5になる。

表5 解起請者署名肩書：戸主売・墾田主売・肩書不明

署名肩書	全体	一期	二期	三期
戸主売	3	切ナシ 2	0	0
		切常土 1	0	0
墾田主売	13	限永年 1 0 0	限永年 1 0 切常土 6	限永年 1 切ナシ 1 切常土 3
		切常土 3	切常土 2	
肩書不明	7	切ナシ 1 0	0 切常土 3	切ナシ 1 切常土 2

一期は戸主売だったが、二期には墾田主売が主流になって、戸主売が姿を消す。三期になっても戸主売の形式は復活しない。また限永年は、全期にわたって墾田主売であることが注意される。

3. 田主権の要素

3.1 墾田永年私財法から大規模営田抑制へ

ここからは、売買の対象となった墾田について、政策の変遷を追って、売買文言と関連づけていく。まず、墾田永

年私財法を取り上げる[22]。三世一身法では「限満」の後、開いた地が再び「荒」れるので[23]、「私財」となして「永年」取らないとし、「開田占地」するには先に国に申請すること、三年後も「本主」が開墾しなければ他人の開墾をゆるすこと、とある。墾田は私財として永年取公されないことで、一身で取公される建前の口分田と区別された。

奈良時代後期から、墾田政策が変化する。天平神護元年(765)に「勢力のある家が百姓を駆使する」ことを難じて開墾が停止される[24]。墾田永年私財法では高位者ほど占地上限が広くとられており、未開墾の地も大きく囲われていた[25]。大規模営田のために小作労働力が墾田に注がれ、多くの口分田から人手を吸上げて荒れさせたため、規制されたとみられる。

3.2 主と佃食治業

ここで、田主権の要素を抽出しておこう。墾田永年私財法では、開墾する地を国に申請して名義を登録し、占地できるのが「主」とされた。主について『令集解』田令還公田条は「田主が死亡・逃亡した場合は戸主が主を称して田を公に還す」としており、口分田などの授田者も田主と呼ばれ、戸主とは別に存在している。よって、田主は、公的に認められたA名義を持っている。

田主の実務は占地とみられるが、具体的な内容を『令集解』田令により検討する。田長条には輪租田の議論があり「輪租田は位田・口分田・墾田などである、職田は官仕功として給されるので更に租を進めることは無いが、位田はその人の佃食治業のために給するもので口分田とたがわれないから輪租だ」という[26]。これによると、口分田・墾田など輪租田における田主の実務は「佃食治業」と解される。

佃とは耕作、食は食むことで[27]、「佃食」「佃」「食」それぞれの用例が複数ある。また同書同条には、租を誰が出すかについて「佃人が出し、売り進んだ田主は出さない」とあり[28]、田主とは別に佃人を雇う場合も認められていた。前出の、駆使される百姓が佃人にあたる。

対して「治業」の他の用例は同書田令になく、「農業」「治田」がみえる。為水侵食条には「(洪水後などに)新出の地は労を尽くさなくても佃食を得やすいのだから口分田とする、私治田は強い力を尽くして開墾するものだけだ」とあって[29]、「佃食」と「治」は異なる次元の働きとされている。「墾」と「治」はどちらもハルと訓ずるし、「治」をヲサムと読めば「統治する」「収める」など「本来の位置・よい位置に戻す」という意味になる[30]。

よって「治業」は田をおさめる意を含み、「佃食」(耕作)とは区別されていたと考えられる[31]。赤松俊秀氏は、「初期荘園」において「耕作者」と、彼らを「駆使」する「監督者」が存在した、とされる[32]。この現場の「監督」が、治業に相当するだろう。本節をまとめると次になる。

・田主権：A名義

実務(占地)…B監督(治業)・C耕作(佃食)

3.3 不耕墾田取公と限永年

開墾は宝亀3年(772)に再開されるが、平安時代初期には小規模墾田許可・大規模営田抑制という方針が固まっていく[33]。なかでも、名義を申請して大規模な土地を囲いながら3年以上耕作しない田(常荒田)が多いことが問題視され、延暦10年(791)には「常荒不用」の田は取公して次期班田に回すように、との命令が出る[34]。

C耕作できない土地が多いなら、A名義も取り上げられる。奈良時代には、広大な未開地にA名義を申請したB監督は、C耕作を駆使して大規模に営田していた(ABがCを外部調達)。それが規制されて、B監督がC耕作を管理しきれぬ小規模な墾田だけに限定されたことになる。位田などでは耕作外注禁止は非現実的だから個人雇用を禁じてはいないが、実質的にC耕作の外注抑制とみられる。

Cを田主管轄の部内に限れば、口分田と同じくABCが一体となるから、戸内での営田の重要性が増したともいえる。当時、永年私財法から半世紀が過ぎ、世代交代が進んでいた。田主死亡等の場合、田は戸内で引き継がれるが[35]、女系をたどった血縁など、戸外への相伝の可能性も出てくる。これに対応した売買文言が限永年であって、「永年」という文言が使われることや、一貫して墾田主売であることから、墾田主による戸外への相伝と考えられる。

4. 平安初期の政策の変遷と売買文言

4.1 一期の戸主売

4.1.1 切ナシ常土と名義分離

延暦の不耕墾田取公政策の5年後、大国郷売券が出始める。本章では、政策の変遷と大国郷売券の切ナシ常土・切常土を追う。一期、弘仁2年(811)に、「田の占地の申請は、四至ではなく町段によれ」という格が出て[36]、未墾地を大きく囲う新規申請ができなくなる。

翌弘仁3年(812)格は[37]、「他人の名をかりて墾田を多く買い、あるいは言を王臣に託して肥えた地を占める」ことを禁止しており、9C初までには墾田売買においてA名義と実務(占地)が分離していたことが確認できる。

墾田を買ったほうが名義をかりているので、売人は墾田主名義を貸し、買人が占地したと解される[38]。占地は墾田主の実務だから、雇われた個人による小作に留まらず、田の監督部分(治業)も戸外に移したことになる。この売買を示す文言が切ナシ常土で、A名義がBC監督耕作と分離したものと考えられる。田主が実務を行わない名義貸しとなり、政府の想定する墾田主の在り様から逸脱した取公回避策であった。

4.1.2 切常土の出現と戸田

弘仁3年格の禁止以後、戸主売の切ナシ常土は消え、切

常土が現れる。この変化を、弘仁10年(819)官符から検討する[39]。「甲の戸田を乙に売った場合、乙の戸田がすでに天災による損で調を免じられていても[40]、甲は輪調である、だが甲の売田からは調を徴収されていない」とある。この官符は、売田が売人甲の戸田であることを当然視している。この官符の認識と同様に、延喜式の口分田の例では、売田が戸田の一部として位置づけられている[41]。

にもかかわらず、弘仁10年頃の在り地では、甲の売田が免調として扱われる例が多く、看過できなくなっていた。官符が想定する売買とは違う取扱いが行われていたことが察せられる。ここに、売田が乙戸田とされていた可能性が浮上する。戸田は戸主とその戸口の名義の田で、調庸は戸の成員の所属で課される。すると、田の名義を買人(乙)にすれば賦課も移すことができ免調になる、という発想が生じる。切ナシ常土は売人にA名義を残して買人にBC実務を移していたが、それを逆にして、売人にBC実務を残して買人にA名義を移したのが切常土ではないか。

名義変更は口分田では不可能なので、売田も売人戸田(甲)から動かさないが、墾田は私財で、戸内では立券なしで墾田継承者に引き継がれていた[42]。戸外に田のA名義を移すことは、限永年に例がある。墾田の相伝に類した売買として切常土が登場したと考えられる。

4.2 二期の墾田主売

4.2.1 一身耕食制と田主権

もともと田令荒廢条では、荒廢三年以上の田は届け出の上で借耕を許されるものの、「私田三年還主」(三年で主にかえす)と規定されていた。弘仁10年に閑地の耕作が奨励され[43]、天長3年(826)は「常荒田を耕作すれば一身の間の耕食を許す」とした[44]。天長4(827).9.26官符には「閑地は、その主に耕種させるが、一年不耕で希望者に賜え、もし受地した人が二年不開なら他人に改判し、開熟の人を永くその地の主にする」とある[45]。

一連の格により、常荒田を開熟すれば、一身耕食と田主の名義を得られることになった。これは、口分田と実質的に同等である。荒田を収公して一斉班田するのでは班田年まで待つ必要があったが、その間の逸失を防ぎ、個々の田について定常的な耕作を促す制度であった[46]。

4.2.2 墾田主売への変化

一身耕食制の導入後、戸主売が消えて墾田主売となる。なぜか。不耕墾田の現田主がA名義を奪われれば、田主の人的所属によって戸に属していた墾田も、戸田から外れてしまう。それを避けるには、墾田主の代行を雇えばいい。なぜなら、田のB監督を担う墾田主を交代させれば墾田不耕は解消する、と天長4年格が想定しているからである。

ただし、名義貸しは弘仁3年格で禁止されており、一期の切ナシ常土とは異なる方法にしなければならない。天長3年格は不耕田の耕作者に一身の耕食を許可しているの

で、田主の実務のうちのC耕作(佃食)は残すことでA名義も保持し、B監督を戸外に移す、それが墾田主売の切常土だったと考えられる。

墾田主が自身の代行を雇う形であって[47]、戸田所属に変更がない。二期の大国郷では依知秦氏による売買が活発だが、依知秦(エチハタ)氏は大国郷が所属する愛智(エチ)郡の郡司一族であり[48]、墾田を郡司一族で維持したことが窺える。一方、一身耕食制は、不耕にすれば開熟まで田主名義が不安定になるので、戸田としての賦課責任が逃れやすくなり、かえって不耕が有利な面がある。在り地では、故意に不耕とするなど、口分田も含めた耕作田の選別が進んだと思われる。

4.3 三期以降

4.3.1 班田不実施の弊害と三期

『三代実録』貞観4(862).3.26詔は「公私闕乏」「未納未進」を指摘し、同年6.5官符では、校田帳の監査が厳格化する。政府は財政難の一因が田の貢納にあるとみて、実態調査に乗り出した。以後、大国郷売券群は三期に入り、売買人のどちらかが僧(対僧)の売買が急増する(8件中6件)。

三期には、切ナシ常土の墾田主売もみられる。ここまでの流れを踏まえると、切常土の逆をとって、墾田主のB監督を売人側に残し、C耕作とA名義を買人側へ移したものであろう。三期の切ナシ常土は対僧の売買であって、所属する戸を売券に記さない僧が、名義変更の隠れ蓑になった可能性がある。

当時の状況について『三代実録』貞観6(864).1.28条に「下田を買う耕作人がなく、田が荒廢する」とあり[49]、貞観8(866).5.21条には、「一身耕食から多年が経過した田は荒廢した、耕作しないなら明年から他人へ改給せよ」とある[50]。大国郷でも、耕作する田が選別され、郡司一族による良田の集積が進んでいたとみられる。

4.3.2 切常土の消滅とその後

大国郷の売券では、貞観10年(868)を最後に切常土・切ナシ常土の文言が途絶える。翌、貞観11年(869)には、貞観格が施行された。『三代実録』貞観14(872).7.29条には、田の収納について史生の収賄や虚納が常態化していると近江国司が告発し、郡司も同罪として填納を要求されたことが記されている。

一身耕食制をめぐる墾田売買が中央にとっての不都合となることに気付いた政府は、郡司の不正の指摘(貞観15(873).12.23、貞観18(876).3.9)や、畿内班田実施(元慶3年(879)~7年(883))といった地方への介入を強め、寛平6年官符で田の沽却を檜玉にあげるに至ったのである。

5. おわりに

小稿では次を論じてきた。大国郷売券群の売買文言は、切ナシ常土・切常土・限永年の3類型がある。売券は、解

起請者の署名肩書により、戸主売と墾田主売に分けられる。三期に分けると、売買文言の変遷が明らかとなる。同時期に、大規模営田抑制のための政策が変化していた。

一期：不耕墾田の収公。

戸主売，延暦期は切ナシ常土

二期：常荒田の田主変更と新田主の一身耕食制。

戸主売消滅・墾田主売へ，切常土の盛行

三期：校田強化。

対僧の増加，切常土・切ナシ常土の混在

政策との関わりで，売買の要素が変化したとみられる。

表6 9C 墾田売買における売買文言の仮説

売人代表	売買文言	A 名義	実務	
			B 監督	C 耕作
令制想定	の売買	売人	売人	買人
墾田主売	限永年	買人	買人	買人
戸主売	切ナシ常土	売人	買人	買人
戸主売	切常土	買人	売人	売人
墾田主売	切常土	売人	買人	売人
墾田主売	切ナシ常土	買人	売人	買人

もともと田主は，一部をC耕作に出すことは認められていたが，原則として監督・耕作することが想定されていた。限永年はそのとおりだったが，切ナシ常土・切常土ではA名義と実務（B監督C耕作）が分離していた（一期戸主売）。さらに，売買時に移動する実務が，B監督とC耕作に分離した（二期墾田主売）。切ナシ常土はC耕作を買人へと移し，切常土は売人から動かさない取引である。

如上の検討が成り立つならば，売買文言の変遷は，墾田政策の変化への対策であった。法の隙間を狙うもので，形式は合法的だが立法趣旨には必ずしも合致しない，当事者に有利な現実的取引である。そのため，定義を明言した史料は存在せず，律令が定める売買からの変化が不明であった。田主名義が移動するなど，現代的な所有権移転の感覚からは考えにくいかもしれない。だが，当時の売買を所有権とは別な次元における戸外への業務外注として捉えれば，元請けと二次請けの入替えや担当者変更に類するものであり，充分にあり得ることとなる。また，営田における名義と監督の分離があったなら，現代の企業経営における所有と経営の分離（株主と経営者）に似る。

なお，紙面の制約で割愛したが，同氏戸間売買は切常土，異氏戸間売買は切ナシ常土となる傾向も，今回の分析過程で抽出されている。切常土と切ナシ常土は法的には同格でも運用は異なっていた，との小稿の仮説を補強する。戸主の関与も勘案すると，9Cの墾田売買の理解には，戸という視座が必要になることは確実である[51]。戸が収納・賦課に絡むためであろう。更なる検証を要するが，稿を改めたい。

表7 大國郷売券群（小稿の分析対象一覧）

期	平安遺文	年	了解起請者	売買文言	署名肩書
一	15	延暦 15	戸主解	切ナシ	戸主
一	16	延暦 15	戸主解	切ナシ	戸主
一	22	延暦 21	不明	切ナシ	不明
一	44	弘仁 9	戸口解	限永年	田主
一	47	弘仁 11	戸主解	切常土	戸主
二	65	承和 7	戸主解	切常土	田主
二	87	承和 14	戸口解	切常土	不明
二	89	嘉承 1	戸口解	切常土	不明
二	114	仁寿 4	戸主解	切常土	不明
二	116	仁寿 4	戸主解	切常土	田主
二	117	仁寿 4	戸口解	切常土	田主
二	120	斉衡 2	戸口解	切常土	田主
二	123	天安 1	戸口解	切常土	田主
二	131	貞観 3	戸主解	限永年	田主
二	132	貞観 3	戸主解	切常土	田主
三	135	貞観 5	戸主解	切常土	田主
三	140	貞観 5	戸主解	切常土	不明
三	144	貞観 6	戸口解	切常土	田主
三	147	貞観 7	僧解	切ナシ	不明
三	149	貞観 8	戸主解	切ナシ	田主
三	150	貞観 8	僧解	限永年	田主
三	151	貞観 8	戸主解	切常土	田主
三	159	貞観 10	戸口解	切常土	不明

注

- [1] 『類聚三代格』8。「伏尋由緒，惣依民不堪躬耕，沽却口分田也，方今良田多帰富豪之門，出挙徒給貧弊之民，収納難済，官物自失」[「対捍国司」]
- [2] 土地私有主義学説と土地公有主義学説がある。村山光一『研究史班田収授』吉川弘文館1978 p180-186
- [3] 田令賃租条「凡賃租田者，各限一年，園任賃租及売」，宅地条「凡売買宅地」。賃租と売買については，吉村武彦「賃租制の構造」『日本古代の社会と国家』岩波書店1996 p279-281
- [4] 田令の注解，井上光貞他校注『律令』岩波書店1976 p242, 574, 576
- [5] 「常地」は「常土」「常根」と同義」とされる。松田行彦「常地」を切る」『古代日本の国家と土地支配』吉川弘文館2019 初出 2002 p105, 99
- [6] 大宝令の「売」は「還公処置をとまわらない，相続が可能」なものとされる。吉村武彦「賃租制の構造」『日本古代の社会と国家』岩波書店1996 p281, 280-284

- [7] 『令集解』田令田長条, 『三代実録』貞観6.1.28条等
- [8] 主なもので, 松本新八郎「名田経営の成立」『中世社会の研究』東京大学出版会1956初出1942, 直木孝次郎「正税と土地の売買」『奈良時代史の諸問題』塙書房1968初出1954, 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』215 1958, 坂本賞三「八・九世紀の売券に関する一考察」『史学研究』70 1958, 宮本救「律令制村落社会の変貌—近江国大国郷を中心として」坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集下巻』吉川弘文館1972, 中野栄夫「近江国大国郷売券をめぐる二, 三の問題」『律令制社会解体過程の研究』塙書房1979初出1978, 加藤友康「八・九世紀における売券について」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集上巻』吉川弘文館1984, 三谷芳幸「古代の土地売買と在地社会」佐藤信・五味文彦編『土地と在地の世界をさぐる—古代から中世へ—』山川出版社1996等。
- [9] 中野注[8]論文p177
- [10] 対象外とする3件は『平安遺文』33・50・88。
- [11] 坂本賞三氏は, 売人の「所属郷の異同と戸主の署名の有無との関係」が「大国郷だけで見られ」他郡郷にはないことを根拠に, 「愛智郡独自の形式」があったとされている。坂本注[8]論文 p13, 19。しかし, 坂本氏が大国郷と異なる形式とされた同時期の他郡郷売券は, 8件すべてが家地の売券であり, しかも売買人のどちらかが京戸に属している。また, 他郡郷の売券でも京戸が入らない墾田売券には, 大国郷売券と同じように戸主署名がなされている。したがって, 愛智郡大国郷売券が「独自」というより, 在地の墾田売券が他の場合と異なっていた, と考えられる。
- [12] 中野注[8]論文 p178-184。中野氏は収税吏の署名に焦点を当てるため, 件別に他郷分を除外し, 貞観3年をⅡ期とⅢ期に重複させておられるが, 小稿では売券全体の形式の時期区分とするため, 貞観3年は二期にまとめた上で, 他郷分も含めた23件を振り当てた。
- [13] 保証の署名にある「領」「徴部」等を収税吏と呼ぶ。
- [14] (イ)事書は考慮せず(ウ)事実書の文言を対象とする。
- [15] 松田行彦氏は, 事書の「常土」と事実書の売買文言「切常土」を「置き換え」て「不都合がない」ため, 「常土」が「切常土」を省略した書式であることはあきらか」とされる。松田注[5]論文p95-99。だが, 置き換え可能でも意味が違う文言はあり得る。
- [16] 松田注[5]論文p106
- [17] 「きだ」項『時代別国語大辞典上代編』三省堂1967
- [18] 吉田注解, 注[4]書p569
- [19] 大国郷売券群では常土が使われ, 常地は平89の「切常地」1件のみである。平89だけは, 田の条里地番の前に「合」が記され, かつ田積が1段ちょうどで, 立券時に田を寄せ集めて1キダにしたとみられる。
- [20] 二期には戸口解が増加するが, これは一期から引き続き戸主売の形式を採らない。戸口解の(オ)売人署名欄は, (ア)解起請者が墾田主肩書, 所属戸主が戸主肩書を帯びる。なお, 墾田主に対する売人・戸主同署の関係としては, 宮本救氏が次にまとめておられる。宮本注[8]論文p509-510
- [21] 肩書が売人・沽人となっている例は肩書不明に含む。
- [22] 『類聚三代格』15天平15(743)5.27勅「墾田抛養老七年格, 限満之後依例収獲, 由是農夫怠倦開地復荒, 自今以後, 任為私財無論三世一身, 悉咸永年莫取, 其国司在任之日, 墾田一依前格, 但人為開田占地者, 先就国申請, 然後開之, 不得因茲占請百姓有妨之地, 若受地之後至于三年, 本主不開者, 聽他人開墾」
- [23] 未開地は荒地, 耕作されない田は荒田という。
- [24] 『続日本紀』天平神護元年(765)三月五日「天下諸人競為墾田, 勢力之家駟役百姓, 貧窮百姓無暇自存, 自今以後, 一切禁断」
- [25] 鷲森浩幸氏は, 「屯倉の段階から九世紀初頭まで」「広がりをもつ地域を領域的に所有し」「さまざまに」「用益する」「大土地所有の一形態」があった, とされる。鷲森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房2001 p417-418。また律令制下の大地経営については次に詳しい。北村安裕『日本古代の大地経営と社会』同成社2015
- [26] 「位田, 口分田, 墾田, 已上為輸租田也, 穴云, 私案, 職田, 依官仕功所給, 更无進租, 位田, 為其人佃食治業所給, 與口分无異, 依理可輸租」
- [27] 「食封」「功食」などの用例がある。
- [28] 「個人出耳, 売進田主不出也」
- [29] 「凡新出之地, 不盡勞而安得佃食者, 則成口分耳, 盡強力而開墾者, 是私治田耳」
- [30] 「はる」項「をさむ」項注[17]辞典
- [31] 「佃」が独立していた可能性もあるが, 小稿の論点を検討するには「佃食」と大括りにして支障はない。
- [32] 赤松俊秀「公管田を通じて見たる初期荘園制の構造について」『古代中世社会経済史研究』平楽寺書店1972 p72-73初出1937
- [33] 延暦3年(784), 百姓業を妨げる国司の作田が禁じられ, 延暦16年(797)には親王や王臣家の多営私佃が禁止されている(『類聚三代格』15)。
- [34] 『続日本紀』延暦10.5.29条。
- [35] 『令集解』田令還公条, 六年一班条。
- [36] 『類聚三代格』15弘仁2.2.3官符。「自今以後, 占請之地, 一定町段, 不依四至」
- [37] 『類聚三代格』19延喜2.3.13官符所引。「或仮他人多買墾田, 或託言王臣競占墾地, 民之失業莫不由此, 宜重下知嚴加禁制」
- [38] 戸主が墾田主を交代させた形。名義上の墾田主が不在・死亡・年少等で実務不能だった可能性がある。
- [39] 『類聚三代格』12承和9.6.9官符「応進青苗簿帳事」所引の弘仁10.5.16官符。「仮令甲之戸田沽与於乙, 乙之戸田已損自得免調, 甲之得直於甲無損, 苗簿之意, 令

甲輸調，而今勘損之日依無苗簿，偏称戸主不徵甲調，凡此不作苗簿所致之弊也」

- [40] 田は天災による減収5割で租，7割で租調，8割で租庸調が免じられることになっていた。
- [41] 延喜主税式の青苗簿書式には戸田の構成がある（口分田の例）。売田は「某郷戸主姓名戸田」の直後に置かれて耕作する者の「姓名」だけがあるのに対し，買田には他戸の「姓名戸田」が記される。したがって戸田は見営田のほかに売田を含み，買田は含まない。
- [42] 松田行彦「無券文」注[5]書 p72, 74
- [43] 『類聚三代格』16閑廢地事2天長4.9.26官符所引。同巻の弘仁10年格でなく，天長4年格所引によったのは，鎌田元一氏の指摘に従ったためである。鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」『律令国家史の研究』塙書房2008初出1976 p482-485
- [44] 『類聚三代格』19延喜2.3.13官符所引天長3年格「有常荒田百姓耕作，一身之間聽其耕食」
- [45] 『類聚三代格』16天長4.9.26官符「応以閑廢地賜願人事」。「宜惣計閑地先申其数，重課其主悉令耕種，一年不耕者，収賜申請人，若授地之人二年不開者，改判賜他人，遂以開熟之人永為彼地主」
- [46] 虎尾俊哉氏によれば，班田は，畿内で天長5（828）～元慶3（879）まで不実施，近江国では弘仁12（821）図と承和4（837）造班図預より後は確認できない。虎尾俊哉『班田収授法の研究』吉川弘文館1961 p315, 327, 335
- [47] 雇われる側の，名義を持たずに田の監督を担う田主代行が，出現期の田刀（田堵）だった可能性がある。
- [48] 平岡定海「近江国愛智郡司依智秦公氏について」小葉田淳教授退官記念事業会『国史論集』，1970 p225-230
- [49] 「下田以下無人買作，然則田疇荒廢」
- [50] 「雖格立之後多経年序，而荒廢倍先」「今年之間子細告誘勤令耕営，若猶有不遵者，始自明年，改給他人」
- [51] 田の名義は，中世の名ミヨウに何らかの形で通じる可能性がある。ただし9C段階では，営田・賦課と田の継承に戸の果たす役割がまだ大きく，「名」は名義に留まり，いわゆる名ミヨウと同じ概念とはいえない，と考えている。